

平成19年 No. 2

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

附属学校の長の任期は、再任を含め通常4年となっているが、最近の附属学校をめぐる問題は複雑・困難な業務等が増加し、負担も増している。また一方で、2年の任期では附属学校の運営上支障があることから、任期を3年とし再任されないものとした。

承認経過

平成19年1月10日 役員会 審議承認

平成19年1月10日 部局長会 審議承認

平成19年1月10日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 1 月11日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第 1 号

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：附属学校の長の任期は、再任を含め通常４年となっているが、最近の附属学校をめぐる問題は複雑・困難な業務等が増加し、負担も増している。
また一方で、２年の任期では附属学校の運営上支障があることから、任期を３年とし再任されないものとしたい。

改 正	現 行
〔省略〕 （任期等） 第８条 役付職員の任期は２年とし、１回に限り再任されることができる。<u>ただし、附属学校の長の任期は３年とし、再任されないものとする。</u> ２ 第２条第１項第２号から第４号までの規定により選考された者（附属学校の長を除く。）の任期は、前任者の残余の期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>１ この規程は、平成19年１月11日から施行する。</u> <u>２ この規程施行の際、現に附属学校の長である者については、なお従前の例による。</u>	〔省略〕 （任期等） 第８条 役付職員の任期は２年とし、１回に限り再任されることができる。 ２ 第２条第１項第２号から第４号までの規定により選考された者（附属学校の長を除く。）の任期は、前任者の残余の期間とする。 〔省略〕